

令和2年度和歌山県消費生活審議会会議録

1 開催日時及び場所

令和2年10月9日（金） 13:30～15:00

和歌山県民文化会館 6階 特設会議室B

2 委員の現在人数と出席者名

委員の現在人数…15名

【出席者氏名】

浅田 真理子 委員

岡崎 裕 委員

東 紘資 委員

丸山 哲 委員

山本 奈美 委員

岡 広子 委員

竹本 佐知子 委員

玉井 勝代 委員

津田 美法 委員

中原 雅子 委員

坂口 博之 委員

成瀬 静夫 委員

成戸 文子 委員

細川 泰徳 委員

脇田 保美 委員 以上15名

3 事務局出席者

田中 環境生活部長

生駒 県民局長

中村 県民生活課長

谷口 消費生活センター所長 他担当課職員

4 議題

- ・会長及び副会長の選任について
- ・苦情処理部会の部会委員の指名について
- ・消費者教育推進部会委員の指名について
- ・第二次和歌山県消費者教育推進計画の進捗状況について
- ・その他

5 報告事項

- ・新型コロナウイルスに関する消費生活相談の状況について
- ・和歌山県消費生活青年リーダー養成の推進について

6 傍聴者

一般傍聴者 1名

7 議事概要

発言者	内容
司会	<p>ただいまから和歌山県消費生活審議会を開催したいと思います。</p> <p>開催にあたりまして、マイクの調子が悪いということで、申し訳ございませんがマイク無しで進行をさせていただきます。</p> <p>本日の司会進行を務めます県民生活課副課長の古根川と申します。</p> <p>どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、環境生活部長の田中よりごあいさつを申し上げます。</p>
部長	<p>皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、また台風接近で天気が心配される中、ご出席くださりありがとうございます。</p> <p>初めに、第13期消費生活審議会の委員を引き続き、あるいは新たにお引き受けくださりありがとうございます。</p> <p>この審議会では、県の消費者行政について、ご議論、ご提案などいただくことになっておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>消費者行政の課題として、特に二つ大きな課題があります。</p> <p>一つは高齢者の問題です。</p> <p>もう一つは、成年年齢の引き下げ、令和4年度から成年年齢が18歳に引き下げられることから、20歳前の成年が悪徳商法などのターゲットになる危険が増えることが懸念されます。</p> <p>高齢者の問題については、各地域で関係機関が連携して高齢者を支援する「消費者安全確保地域協議会」の設置を進めており、和歌山市、橋本市、上富田町、すさみ町で既に設置されており、本年度中には御坊市でも設置される予定です。</p> <p>また、成年に対しては、幼稚園から高校まで各年代に応じた教材を作り幼稚園、保育所、学校で教えていただき、大学生には審議会の委員をお願いしている岡崎先生にご尽力いただき、消費生活青年リーダー養成講座を開催するなど、子供のころから継続して賢い消費者になるよう学んでもらう機会を提供しています。</p> <p>こうした取組を一層推進するため、県ではこれまで霞が関の消費者庁に職員を派遣してきましたが、今年度から消費者庁がモデルプロジェクトの拠点として徳島県において「新未来創造戦略本部」にも職員を派遣し、国の情報を入手したり国に提案したりしています。</p> <p>来年度、国が実施する消費者相談のモデル事業を和歌山県で実施したいと考えており、</p>

	<p>採択されるよう手を挙げる予定です。</p> <p>今日は、今申し上げた県の取組や消費者問題の現状をご説明し、ご議論いただきますが、県民の皆さんが消費行動で被害やトラブルに巻き込まれることのないように、また困ってもすぐに解決できるよう消費者行政を進めてまいりますので、委員の皆様のご指導、ご協力をお願いします。</p>
<p>司会</p>	<p>それでは進めさせていただきます。</p> <p>本年度は委員の改選年度になります。</p> <p>委員の皆様には審議会委員をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>それでは、本日ご出席いただいております委員の皆様方をご紹介します。</p> <p>なお、紹介順につきましては学識経験者、消費者団体代表、事業者代表のそれぞれ五十音順とさせていただきますので、ご了承ください。</p> <p>最初に、前期に引き続き委員に就任されました皆様をご紹介します。</p> <p>浅田委員でございます。</p> <p>岡崎委員でございます。</p> <p>東委員でございます。</p> <p>丸山委員でございます。</p> <p>岡委員でございます。</p> <p>竹本委員でございます。</p> <p>津田委員でございます。</p> <p>中原委員でございます。</p> <p>坂口委員でございます。</p> <p>成瀬委員でございます。</p> <p>細川委員でございます。</p> <p>脇田委員でございます。</p> <p>次に、新しく委員に就任されました皆様をご紹介します。</p> <p>山本委員でございます。</p> <p>玉井委員でございます。</p> <p>成戸委員でございます。</p> <p>以上、本日の出席委員は15名でございます。委員総数15名の過半数となっておりますので、和歌山県消費生活条例第31条の規定により、本会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>続いて、事務局側の出席者を紹介します。</p> <p>県民局長の生駒です。</p> <p>県民生活課長の中村です。</p> <p>県消費生活センター所長の谷口です。</p> <p>本日は、文化学術課、生涯学習課、県立学校教育課、義務教育課、教育センター学び</p>

	<p>の丘の職員も出席しておりますので、ご報告申し上げます。</p> <p>それでは、本日の日程につきましてはお手元にお配りしております会議次第により進めさせていただきます。</p> <p>まず、お手元の資料の確認をお願いします。</p> <p>資料1から8と参考資料の方をお付けしてございますが、資料のほうはお揃いでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>皆様に一点だけ訂正させていただきます。</p> <p>各委員様の名簿ですが、細川委員の職業、役職欄ですが、現在、花王エコラボミュージアムの館長でいらっしゃるということで、上記のマテリアルサイエンス研究所所長は削除ということで修正の方をよろしくをお願いします。</p> <p>なお、本日の会議の会議録につきましては、和歌山県消費生活審議会運営規則及び和歌山県消費生活審議会傍聴及び会議録閲覧に関する要領により、公開することになっておりますので申し添えます。</p> <p>それでは、議題に入りまして、まず、議題1の会長及び副会長の選任に入ります。</p> <p>和歌山県消費生活条例第30条の規定により、会長及び副会長をそれぞれ1名置くこととなっております。また、選任にあたっては委員の互選となっております。</p> <p>選考についてはいかがいたしましょうか。</p>
浅田委員	会長には岡崎委員、副会長には丸山委員を推薦します。
司会	ただいま浅田委員から会長には岡崎委員、副会長は丸山委員というご提案をいただきましたが、皆さんいかがでしょうか。
各委員	拍手【異議なし】
司会	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、第13期消費生活審議会の会長は岡崎委員に、副会長は丸山委員にお願いしたいと思います。</p> <p>岡崎委員、丸山委員には恐れ入りますが、会長席、副会長席にご移動の方をお願いします。</p> <p>それでは、岡崎会長から一言ごあいさついただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。</p>
岡崎会長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>この度、会長という光栄なお話をいただきまして気が引き締まる思いでございます。</p> <p>私は岡崎と申します。</p> <p>普段は和歌山大学教育学部で仕事をしているのですが、この審議会にお世話になるのは今年で3年目になります。</p>

その間、私自身も和歌山県民として、この審議会を通じて和歌山県の様々な消費生活というところに関わってまいりました。

これまで一委員というか座っているだけで、それほど責任というか普通に参加させていただいていたのですが、この際、会長ということで一体私自身がどういう仕事をするのだろうか、もう一度確認をさせていただきました。

それによりますと、和歌山県消費生活条例47条、その中にこの審議会のことがありました。

和歌山県消費生活条例を読み返してみますと、なかなか興味深いものを書いてあり、第1条に目的とあります。

この目的にはこう書いてあります。

条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差に鑑み、そして最終的には県民の消費生活の安定を目的とする。

非常に興味深いのは、ここに消費者と事業者にはまず格差があるということです。

そしてこの格差を乗り越えて私たちは県民として、ここに関わっていくというところに私は興味を持ちました。

そして、その続き基本理念というくだりがありまして、ここには県、事業者及び消費者が相互に協力し、つまり県と事業者、そして消費者がそれぞれの立場を越えて皆で協力して行きましょうということです。

平成24年の消費者教育推進法という法律があり、その法律の中に消費者市民社会という概念が生まれました。

これにあってはまさに市民が社会を作るための大きな社会のルール、消費者にも一定の責任がある、そういう姿勢を示しているものだと思うのです。

つまりここでは事業者と消費者の歩み寄りと協力が期待されているものであって、まさにこの歩み寄り、協同、協調の理念が、この消費生活審議会の中に初めから組み込まれていたのだと非常に興味深く思いました。

これから私たちは、この和歌山県の消費、そして時には生産、販売という関係性を、どうより良いものにしていくのか、そう考えた時に、やはりこの1番最初の平成8年ですけれども、今より20年以上前になるのですが、それくらい大昔から私たちは非常に前向きに、そして未来を先取るような形でやってきていることを今一度確認させていただいた次第です。

ここで少し、昔の話ではなくて未来の話をしますと、先ほどのお話でもありましたように、2022年、民法の改正によって成年年齢が引き下げとなり、その大きな変革の時期に今私たちは立っているということです。

そこにおいては、若年層に一定の自覚が求められる一方、消費における様々なトラブルが想定されます。これは非常に大きな話で、そのタイミングにおいて私が和歌山県のこういった大役を任されるというのは非常に身が引き締まる思いで、ぜひとも審議会の皆さんと一緒に良い和歌山を作っていきたいなと思っております。

そしてもう一つはSDGです。これは世界的な目標としての持続可能な開発、発展のためのもので、これもまた非常に大きな動きです。

	<p>2030年までの目標ということで、まだ少し時間はありますけども、しかし長いような短いような…。この中に「つくる責任、つかう責任」というような、同じように消費者と事業者が手を取り合って未来に向かって新しい時代を創っていくという理念が書き込まれています。</p> <p>そうしたこれまでの歴史と未来を見据えながら、ぜひ皆さんで良い会そして良い成果をあげていきたいと思います。</p>
司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>この後の議事進行につきましては、条例第30条により会長が議長となることとなっておりますので、岡崎会長にお願いしたいと存じます。</p> <p>会長よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>それでは、会議次第に基づいて進めていきたいと思います。</p> <p>みなさんお手元の議事次第をご覧くださいますと、議題の2番目、「苦情処理部会委員の指名について」ということであります。</p> <p>県消費生活条例第29条第5項の規定により、当審議会に消費者苦情処理部会を置くことになっております。</p> <p>また、同条例施行規則第8条の規定により、部会に属する委員を6人以内で会長が指名することになっております。</p> <p>そこでこれから申し上げる委員の方々にお願いしたいと考えています。</p> <p>まず、部会委員は、学識経験者、消費者、事業者それぞれの代表から2名ずつ指名いたします。</p> <p>また、苦情処理部会はあつせん・調停を行うという性質上、弁護士2名の方を指名いたしますので、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、</p> <p style="padding-left: 40px;">東委員 丸山委員 岡委員 坂口委員 中原委員 細川委員</p> <p>以上6名の方々に苦情処理部会委員をお願いたします。</p> <p>引き続きまして、第3議題、「消費者教育推進部会委員の指名について」に移ります。</p> <p>県消費生活条例第29条第7項の規定により、必要があると認めるときは、当審議会に部会を置くことができるとなっております。</p> <p>同条例施行規則第13条の2の規定によりまして消費者教育推進部会を置くことになっております。</p> <p>また、同条例施行規則第13条の3の規定により部会に属する委員を6名以内で会長</p>

	<p>が指名することになっております。</p> <p>そこで、これから申し上げる委員の方々をお願いしたいと考えています。</p> <p>浅田委員</p> <p>そして私もその委員となります</p> <p>玉井委員</p> <p>津田委員</p> <p>成瀬委員</p> <p>脇田委員</p> <p>以上、私を含む6名の方々に消費者教育推進部会委員をお願いします。</p> <p>次に、それぞれの部会の部会長は、部会委員の互選によって定めることとなっております。</p> <p>これから部会長の選出に移りますのでこの間は事務局をお願いしたいと思います。</p> <p>審議会は一旦休会といたします。</p>
議長	<p>それでは、審議会を再開します。</p> <p>只今、各部会から部会長の決定の報告がありました。</p> <p>これに基づきまして、消費者苦情処理部会の部会長は丸山副会長、そして、消費者教育推進部会の部会長は私、岡崎が務めさせていただきます。</p> <p>どうぞ、よろしくをお願いします</p> <p>続きまして、議題4に移らせていただきたいと思います。</p> <p>議題4、第二次和歌山県消費者教育推進計画においては、実施状況について、毎年度取組事項を評価し当審議会に報告し、必要に応じて計画の見直しを行うものとなっております。事務局から実施状況の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私の方から、第二次和歌山県消費者教育推進計画の進捗状況について説明させていただきます。資料につきましては、お配りしている資料1、2、3それから第二次和歌山県消費者教育推進計画をご覧ください。</p> <p>第二次計画では、計画の34ページから今後の方針と具体的な取組を体系的に記載しています。</p> <p>お配りしている資料2は、この体系ごとにとり組事項と具体的施策の令和元年度の実績と、令和2年度の予定をまとめたものでございます。</p> <p>この中から、主な取組の概要について資料1にまとめていますので、こちらに沿って説明いたします。</p> <p>資料1、1ページ「(1) ライフステージや場の特性に応じた取組の①学校等一幼稚園、保育所、認定こども園」についてです。</p> <p>令和元年度新規事業として、「幼児期向け消費者教育教材」を作成しました。</p> <p>前のホワイトボードに貼ってあります。</p> <p>これは幼稚園児・保育園児の年代を対象に、園児にとって身近なクレヨンを題材とし</p>

た紙芝居で、県内幼稚園や保育所等に300部あまり配布いたしました。

作成にあたっては県の関係部局、外部メンバーとプロジェクトチームを構成し、連携して取り組みました。

この教材の活用状況につきましては、調査を行っておりますので後で説明いたします。

次に、「①学校等一小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校」につきましては、「学校における消費者教育の担い手育成事業」を実施しています。

これは、教員による学校における消費者教育授業の実践を支援するため、教育委員会の協力を得て、外部講師を県内小・中・高校に派遣し授業を実施する事業です。

令和元年度は岩出市立根来小学校や星林高等学校など県内31校、80回実施し、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で昨年度より減少していますが、19校65回実施予定となっています。この取組は消費者教育の推進において核となる取組であり、教育委員会を通じて今後も積極的に推進してまいります。

次に、「金融・金銭教育研究校の委嘱」についてです。この取組は、研究校に対して、金融広報アドバイザーの講師派遣、授業で用いる教材・資料等の提供、授業の実践事例等の紹介を行うほか、研究・実践に必要な費用の一部を助成するもので、令和元年度には、印南町立清流中学校へ委嘱いたしました。

また、今年度は県立和歌山北高等学校へ委嘱しています。

次に、「消費者啓発講座の実施」ですが、県の消費生活センターの消費生活相談員が小・中・高等学校などで講座を20校26回実施しています。

その内、海南高等学校美里分校や湯浅中学校においてエシカル消費の内容で実施しました。今年度は、9月末現在で4校17回実施しています。

次に、「県独自教材の活用」ですが、平成30年度に作成した、児童向け消費者教育教材のカードゲーム「きいちゃんと学ぼう！消費生活マーク・マスター」について、昨年の審議会において、実際どのように使われているのか、配ったままになっているのではないか等、たくさんのご意見をいただいたところであり、活用状況を調査し報告すると言わせていただいていたと思います。

これについても調査結果を資料にまとめていますので、後で説明させていただきます。

次に、令和元年度新規で「中学生向け消費者教育教材作成」として、「消費者センスを身につけよう」を作成しました。

これにつきましてはお手元に別冊で配らせていただいております。

学校では、公民の教科書において消費者の権利と保護について取り上げられていますので、生徒の理解を深めるには、イラスト等で具体的な内容を記載した教材が効果的であると考えて作成したところです。県内の全中学校、特別支援学校の3年生を対象に約9,000冊を配布いたしました。

次に、「社会への扉」の活用でございます。

これは、国が「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」によって活用を進める、消費者庁作成の高校生向け消費者教育教材「社会への扉」を、県内高校の授業で活用する取組です。

令和元年度は県内の県立・公立・私立高校73校へ10,522冊配布し、公民科や家庭科等の授業で活用いただきました。今年度も全ての県立・公立・私立学校で教材を活用した授業実施の予定となっています。

次に「県独自教材の確保・提供」でございます。

これについては、昨年の実績はございませんが、本年度は、先ほど部長の挨拶にもありましたように、令和4年に実施される成年年齢引き下げを見据えた高校卒業後の若者向けのチラシを作成し、2月頃に高等学校等へ配付します。

次に、「①学校等—大学、専門学校等」についてです。

「消費者啓発講座の実施」として、県消費生活センターの消費生活相談員を令和元年度は和歌山大学等4校、県歯科衛生士専門学校等2校へ派遣し、契約や悪質商法についての講座を実施しました。

今年度は、9月末現在で和歌山大学等2校の大学へ講師を派遣する予定をしています。

また、教員等になる学生を対象とした消費者教育の実践支援については、和歌山大学教育学部の学生を中心に、岡崎会長の協力の下、令和元年度に消費生活青年リーダー養成講座を実施したところです。

次に、「地域社会—地域」についてです。

これも同じく「消費者啓発講座の実施」として、県消費生活センターの消費生活相談員を派遣して、消費者啓発講座を昨年度は田辺市等で8回実施しました。

ここでもSDGsというかエシカル消費の関連では8回の内1回実施しています。

今年度は9月末現在で1回実施しており、エシカル消費の内容で実施しています。

次に、「生活教養講座の実施」です。

県消費生活センターにおいて、生活情報や災害に備える知識など、幅広く学べる、生活教養講座を昨年度は12回開催しており、内エシカル消費関連内容で2回実施しています。今年度は8回を予定しています。

次の「金融広報アドバイザー講師の派遣」として、昨年度は14箇所15回の派遣、今年度は9月末現在で3箇所3回派遣予定となっています。

次に、「②地域社会—家庭」です。

「消費生活サポーターを通じた情報提供」を実施しています。

令和元年度は地域で活動する消費生活に関するボランティアである消費生活サポータ

一、現在282人登録していただいている状況ですが、そのサポーターさんを通じて、注意喚起情報「ホットな消費者見守りニュース」を年12回、情報誌「くらしのとびら」を年4回、消費生活に関する情報を地域住民に配布しました。

今年度も引き続きこの取組を実施しています。

「金融広報アドバイザー講師の派遣」として、昨年度は11箇所13回の派遣、今年度は9月末現在で3箇所3回派遣する予定となっています。

次は、「③職域」についてです。

ここでも、消費者啓発講座を実施しています。

消費生活相談員を事業所等に派遣して、令和元年度は日鉄ビジネスサービス和歌山株式会社等へ4回、今年度は9月末現在で2回の講座を実施しています。

次は、(2)の「関係機関との連携・協働」で「①教育行政分野との連携」です。

先ほど学校等の取組で説明いたしました幼児期向け消費者教育教材「紙芝居」、この事業を再掲しています。

また、教育委員会主体で「共育支援メニューフェア」を開催しています。

ここでは学校教育関係者・社会教育関係者に対し、出前授業や体験活動等を紹介するためのフェアを開催しています。

令和元年度は7月28日に開催し、全50団体の出展があり、約170名の教育関係者の参加がありました。今年度は、年明けの2月14日開催予定となっています。

その次、「①福祉行政分野との連携」につきましては、「県消費者被害防止ネットワークによる情報提供」を実施しています。

県では、福祉団体、弁護士会、県福祉部局、消費者部局等による、消費者被害防止ネットワークを構成しています。

令和元年度は、注意喚起情報「見守り新鮮情報」を24構成機関・団体に28回情報提供しました。今年度も引き続き情報提供に努めているところでございます。

次に、「①その他、消費者教育関係分野」についてです。

「学校における消費者教育の担い手育成事業」を再掲しています。

実施においては、食育分野、これは県の栄養士会と、環境教育分野、これは県の環境教育アドバイザーと連携して講師を派遣しています。

その次、「②消費者団体、専門士業団体、事業者等との連携」については、「生活教養講座の実施」を再掲しています。

令和元年度は、一般社団法人日本損害保険協会や地元企業等に講師を依頼して実施しました。

「関係団体の取組」については、資料3に、14団体33の取組をまとめています。

主な取組をご紹介しますと、「NPO法人消費者サポートネット和歌山」では、消

費者市民社会づくりに寄与するセミナーを毎年1月と5月に開催しています。

今年度は新型コロナウイルス感染症拡大対策のため、5月開催を延期し、1月に予定しているところでございます。

また、「わかやま市民生活協同組合」では、消費者被害のない、誰もが安心して暮らすことのできる和歌山県の地域づくりに向けて、消費者トラブル、消費者教育推進法などの啓発講座・学習会、消費者啓発講座を開催しています。

「消費者ネットワークわかやま」では、誰もが安心できる和歌山の消費者行政の充実とひとりひとりが自立した消費者を目指すため、消費者啓発講座を開催しています。

今後も関係団体の皆様と連携して、消費者教育を推進してまいります。

次に「③災害時、非常時における消費行動の情報提供と関係機関との連携」です。

県消費生活センターでは、令和元年9月4日に行った「南海トラフ地震について」をテーマにしたものなど、今話題の生活情報や災害に備える知識などを幅広く学べる生活教養講座を開催しました。

次の、「(3) 消費者教育の担い手の育成」については、地域において、講師として活躍できるための養成講座を開催して、消費者教育ができる人材の掘り起しを進めているところです。

令和元年度は講座開催の実績はありませんでしたが、平成30年度に養成した団体、県栄養士会でございますが、この団体の皆様方に実際に学校や地域で消費者教育の講師として令和元年度から活動していただいています。

非常に重要な活動ですので、今後も人材の掘り起し・養成を進めてまいります。

また、「教員に対する専門研修事業」としまして、和歌山県教育センター学びの丘において、令和元年度は初任者のための教育の情報化に係る研修、食に関する指導と栄養管理に係る研修、食中毒の予防についての研修を実施しました。

今年度も引き続き研修を実施する予定でございます。

次に、(4)「市町村の取組支援」につきましては、「地方消費者行政強化交付金等を活用した市町村が実施する消費者教育等の取組に関する財政支援」を行っています。

令和元年度は、県内30市町村に約2,900万円を交付しており、市町村における消費生活相談窓口の運営、消費者教育・啓発に対して支援しました。

今年度も引き続き交付金を活用した支援を行っているところです。

次に、「市町村消費生活相談員の研修や消費者行政担当者に対する研修」ですが、令和元年度は市町村の相談員3名に対し研修を開催しました。

今年度は2名の相談員への実施を予定しています。

また、市町村消費者行政担当者、役場、市役所の皆様に対しては、基礎研修・実務研修・専門研修を実施しており、今年度も引き続き研修を行う予定です。

それでは、教材の活用についてご報告をさせていただきます。

お手元の資料4をご覧ください。

消費者教育教材「きいちゃんと学ぼう！消費生活マーク・マスター」の活用についてでございます。

先ほど申し上げましたとおり、この教材については昨年の審議会において、どのように使われているのかというご意見をいただいたところでございます、10月に調査を行いました。

この教材については、平成31年3月に県内の小学校、特別支援学校等258箇所配布しました。

これらの配置箇所を対象として調査を行ったところ、内145箇所から回答をいただきました。

調査の内容については、年度前半での活用状況、年度後半11月以降での活用予定、また、この教材の活用対象年齢、この教材の活用に関する提案等を実施したところです。

結果として、活用状況としての実績の回答が全部で重複もありますが、145の内86件が実績ありと回答をいただきまして、活用実績がないというのが前半は59件でした。

年度の後半の活用といたしましては、活用の予定ありが86件で、年度前半の実績を含めると全部で122件が活用又は活用予定という状態であります。

全体の約85パーセントが活用又は活用予定でございます。

活用なしは前半、後半を含めて、全く活用を予定していないのが23件、16パーセントになります。

活用状況につきましては、主なもので授業での活用が国語、社会、家庭科等で活用していただいております、授業以外ではクラスにおいて休憩時間等で活用していただいている、また児童が家庭に持ち帰って学習に活用している等の回答をいただいております。

後半でも、学級遊びとしてゲームの仕方を紹介したり、児童会のイベントで使用する等の回答をいただきました。

そのうち活用予定なしの意見としましては、関連付けられる教科、単元がなかったとか、時間が確保できない、授業優先のため、教育計画に位置づけていないとか、難しいマークが多い等の回答をいただいたところでもあります。

対象年齢といたしましては、やはり3・4年生が76件ともっとも多く、5年生が63件、6年生が55件となっています。

この教材を学校へ送付する時に、小学校の3・4年生を想定して作成したこと、遊びながら生活に役立つ知識が身に付くよう工夫していること、授業だけでなく休み時間にも活用してほしいこと等を添えて学校へ送ったところです。

3・4年生を想定して作ったと説明をつけて送ったので、回答の結果としては3、4年生での活用が適切であるという回答を多くいただいたところではありますが、5、6年生が適切、また中学生、高校生が適切との回答もいただいたということは、興味もってもらえているように簡単に作ったつもりが少し難しかったのではないかということ、また家庭学習で活用した、児童会のイベントで活用した等、こちらの意図が伝わった部分

もあつたのですが、児童の実態にあっていないとか、難しいマークが多い等のご意見をいただき、教材作成の目的の啓発が先生に足りなかったところが我々の反省点というふうに分析しています。

なお、この教材について、公益財団法人消費者教育支援センターが主催する消費者教育教材資料表彰2020というのがありまして、その表彰におきまして優秀賞を受賞したところです。

受賞につきましては、配置先の学校等へお知らせするとともに優秀な教材なので積極的に活用してくださいと改めて通知をさせていただいたところです。

我々といたしましても、引き続き有効な活用について様々な機会を通じて再度周知を行っていきたいと思っています。

続きまして、活用方法の啓発が足りなかったところを反省し、また昨年審議会で本当に興味を持ってもらえる教材を作らないといけませんよというご意見をもとに作ったのが、幼児用の紙芝居「たいせつなくれよん」です。

これについては、資料の5をご覧ください。

この教材につきましては令和2年3月に作成し、県内の幼稚園、保育所、認定こども園等約300箇所に配布をさせていただきました。

調査については、内133箇所から回答をいただいたところでございます。

7月末までの活用状況、8月以降の活用予定、教材の活用対象年齢、教材に関する感想や意見、また活用につなげるための提案、アイデア等をいただきました。

活用状況として、活用したという回答は88件、活用実績なしが45件でした。

8月以降に活用予定ありは102件で、8月以降活用予定なしが30件でした。

133件の内、1年を通して活用いただけるのが111件、まったく活用の予定がないのが22件で、残念ながら17パーセントが活用なしという回答でした。

活用するタイミングについては、定期的ではないが、物を使用する前後や持ち物管理ができていない時等、園児の様子を見ながら適切なタイミングで活用するという回答が多くみられました。

教材の対象年齢としては、年中5才程度が98件と最も多く、次に年長6才程度が89件、4才程度の年少が60件となっています。

こちらの制作意図は、基本年長を対象としていたところですが、結果は年中さん、年長さんが同じような数字をいただいたところでございます。

クレヨンという非常に身近な物を教材としているので、大変分かりやすかったのかなと思います。

全体で8割が活用する意見をいただいたところでございまして、また、園児たちが自発的にきれいに並べないといけないよねと意見を交わしたり、自分のクレヨンをきれいに並べ直す姿が多く見られたのでよかったという意見をいただきました。

これについては、こちらの制作意図が伝わっており良かったかなと思っています。

逆に反省すべきところは、先ほども数字でお伝えしましたが、まだ2割が活用予定なしということであり、やはり、教材を作った時は、教材の制作意図を先生に周知するこ

とがまだまだ足りなかったのかなという点です。

今後、この教材についても一層活用を広めるように、この調査結果をもとに、教材の活用実績や活用方法のアイデア等を幼稚園や保育所等にフィードバックしていきたいと思っています。

フィードバックするだけでなく、フィードバック後の活用状況の調査も必要であると考えているところであります。

最後になりますが、資料6をご覧ください。

中学生向け消費者教育教材「消費者センスを身につけよう」でございます。

これも令和元年度の新規事業ですが、消費者庁が作成した中学生向け教材を和歌山県版に編集しなおしたものでございまして、令和2年2月に中学3年生分の約9,000部を配布したところです。

全体で約6割強の中学校が活用、若しくは活用予定という回答をいただいています。

これについては、社会科、家庭科の時間にトラブルの事例検討やその解決方法の検討に活用されたという回答が大変多くありました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響による休校により授業が制限されたため、パンフレットの内容を説明して配布しただけという学校もみられたところでもあります。

活用が6割強というふうに数字が伸びなかったのは新型コロナウイルス感染拡大の大きな影響を受けたところでございますが、このパンフレットについては県のホームページからダウンロードができるので、今後も引き続き、各中学校に活用の周知を進めていきたいと考えているところです。

最後に高校生向け消費者教育教材「社会への扉」です。

これは国が活用をすすめる、消費者庁が作成した教材「社会への扉」を県内の高校で活用するという取組です。

この「社会への扉」については、平成30年度から始めたところでした、令和元年度については4月に配布しました。

全体で約9割の高校が活用したという回答をいただきまして、活用された学校では主に社会科、家庭科の授業で活用されているところです。

活用された学年については、1年生が33校と最も多く、次に2年生、次に3年生の順となっています。

この「社会への扉」の教材については、今年度も各高等学校に配布しています。

授業といたしましても3年目となってきているので、かなり周知がされてきたところでございます。

昨年度分についてはコロナの影響が少なかったところでございますが、今年度は若干影響が出てくると考えられるところでございますが、これにつきましても引き続き活用の周知を進めていきたいと思っています。

また活用の少ない私立の学校についても活用の働きかけを行っていききたいと思っております。

	<p>以上、簡単ではございますが、第二次和歌山県消費者教育推進計画の進捗状況についての説明を終わらせていただきます。</p> <p>事務局といたしましては、若年層への消費者教育の推進等、おおむね順調に進んでいるのかなと考えているところでございますが、皆様方からいろんなご意見をいただきたいと思ひます。ご審議のほうよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまの事務局からの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。</p>
津田委員	<p>2点あります。</p> <p>まず、5ページの消費者教育の担い手の育成のところ、ご報告いただいた中に食育のことがありましたが、推進計画を見ますと幅広い分野にまたがってということで、食育以外にも他にというような感覚に読み取れるのですが、この先、他の分野でも養成をしていただけないのでしょうか。</p> <p>もう一点は、教材についてですが、大人より子供の方がSDGsを学校で習っているのでよく知っていると思ひます。</p> <p>こういう方達がどこで学習しているのかは分かりませんが、こういう時に、一緒にマーク・マスターや紙芝居等を学習するということはできないのかと思ひています。</p> <p>何かの科目に絡めて一緒にやるというやり方じゃないと、これだけに特化して、じゃあ今日はマーク・マスターをやりましょうというのでは難しいと思ひう。</p> <p>報告を見ても色んな使い方があるので、もう少し丁寧な利用の仕方というか、検討していただいて、マーク・マスターについては立派なものなので、調査結果で出た使い方の提案とかをしていただきたらと思ひます。</p> <p>先生方等はひょっとしたら使い方が分からない方もいるかもしれないので、そういう風なことをこんな風にしてみてはどうですかというような提案の方が伝わりやすいのではないかとと思ひます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>2点ご質問をいただきまして、1点目が食育に偏っているのではないかとということで、確かに担い手の養成の項目では食育と教育情報化だけとなっています。</p> <p>この辺りをもう少し幅広く変えるべきではないかということです。</p> <p>いかがでしょう。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおりだと思ひます。</p> <p>ただ今のところ、食育以外で担い手となる団体を見つけられていない状況にあります。</p> <p>元年度も養成講座は開催なしですが、今後、いろんな分野に広げていきたいと思ひておりますので、また情報等ございましたら県民生活課の方へ提供いただければありがたく思ひます。</p> <p>そして、もう一点ですね、マーク・マスターの関係で、おっしゃる通りでSDGsが</p>

	<p>各学校の方で取り上げられているのも分かっています。</p> <p>ですからその授業に結び付けられるような形の広報の仕方を考えなければいけないと思っています。</p>
議長	<p>今のお答えからすると、担い手育成をするための担い手がないということですか。</p>
事務局	<p>そうです。</p> <p>まだ見つけられていないので情報をいただけたらなと思っております。</p>
議長	<p>具体的には担い手が見つかったとして、どういう手立てをもって担い手育成を進めるのですか。研修会をすとかですか。</p>
事務局	<p>そうですね。そういう形になってくると思います。</p> <p>平成30年度の県の栄養士会の場合も、講師のノウハウを持っている団体に来てもらいレクチャーを受けて、それで講師としてできるような形まで、この養成講座を実施しましたので、同じような形でできたらなと思っています。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>先ほど、私もご挨拶の時に言わせてもらったのですが、この会では比較的色んな立場の方々に参加されているので、そういった意味では情報収集をするいいチャンネルだと考えますので、県民生活課の方から申し入れがありましたので、ぜひ今後よろしくお願ひしたいと思っています。</p> <p>そして後半の質問ですけれども、マーク・マスターですね。</p> <p>あれをはじめとした教材が具体的にどのように使われているのかというご質問があったと思います。</p> <p>学校で行われるのであればどういう授業で、どのような形で展開するのかですね。</p> <p>そのことはどちらかという、仮に学校というふうに限定した時に、県民生活課の手を離れ教育委員会の方になってくるのかなと思います。</p> <p>気になるのは、5ページの教員に対する専門研修というところも、また消費者教育の担い手育成の重要な一角を占めているのかなと思います。</p> <p>そこにおいて、実際にどのような形でそれを展開させていくのかなという質問でもあるのかなと思うのですが。</p>
学びの丘	<p>教育センター学びの丘です。</p> <p>教育センター学びの丘の研修事業につきましては、教職員に求められる資質能力に関する実情を踏まえた教職経験に対応した研修であるとか、専門性の向上を目指す研修等、教職員の実践的指導力の向上を目指す研修を系統的に実施するものです。</p> <p>そのため、マーク・マスターの普及、活用に特化した取組の実施については、当センターの業務としては対応するものがございません。</p>

	<p>ただ、当センターで可能な取組といたしましては、マーク・マスターの意義であるとか、活用について研修に来られた先生方にチラシ等を配布して連絡することが考えられます。</p>
議長	<p>私からの質問ですけれども、ただですねご存じのように、令和2年度から新しい学習指導要領が小学校で完全実施となっています。</p> <p>学習指導要領のポイントというペーパーが文科省より出ておりまして、その重要事項の中に主権者教育、消費者教育、防災安全教育の充実があります。</p> <p>ということは、これはまさに教員養成、我々もそうですが、実際における初任者の研修等、そういう部分で、成年年齢引き下げの取組を考えたり、消費者教育も指定されると思うので、これについての研修を特集的というか、なかなか学習指導要領にはこの文言は出てこないですけれども、これについてはどのように対応されているのでしょうか。</p> <p>マーク・マスターに限らず、消費者教育という観点から具体的にどのように進めていくのですか。</p>
学びの丘	<p>具体的には、学習指導要領の内容で、例えば社会科に関する研修講座であるとか、道徳科の研修講座であるとか、そういった場において先生がおっしゃられたような内容を踏まえた研修は行っております。</p>
議長	<p>それは大前提として、平成24年以降ですね市民教育の中で消費者教育が行われているのでしょうか。</p> <p>あるいは消費者法という観点の中からは行われているのか、どちらなのでしょう。</p> <p>個人的な意見ですけれども、やっぱり消費者教育は大きく変わってきていると思います。</p> <p>つまりSDGsの商品が目、消費者教育めいた文言があるけれども、例えば貧困を解決するとか、あるいはネットワークを世界に広げるといったような、非常に遠い意味での市民教育という大枠があって、実は消費者教育推進法あるいは消費者教育という概念自身が非常に大きく広がりをもって、今社会的に認知されていると思うのです。</p> <p>それもあって消費者教育というのは言葉として書かれていると思うのですが、それについて、これまでもやってきたのでこれからもやりますというのでは、ちょっとニュアンスが違うと思うのです。</p> <p>つまり、これから新しい消費者教育という観点をもって、どのようなビジョンをお持ちか教えてください。</p>
学びの丘	<p>今後の取り組み方につきましては、ここで具体的なことはお伝えできないのですが、冒頭でお話しさせていただいたように、センターの研修事業につきましては中々そういったところに特化したものを研修の中で実施するというのは我々だけでは難しいので、様々なところと対応を連携しながら内容については今後考えていかなければいけないと考えています。</p> <p>ただ、これはセンター全体での問題だと思いますので、そういったところで議論は進</p>

	めていきたいなと思います。以上です。
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>先ほども申し上げましたが、この会議は各界の様々な方に参加していただいていますので、ぜひそれぞれの立場から消費者教育についてご協力いただければと思います。</p> <p>他にご意見ありませんか。</p>
各委員	【意見なし】
議長	他にご意見等が無いようですので、議題4については、委員の皆様からいただいたご意見・ご提案を踏まえた上で承認ということによろしいでしょうか。
各委員	【意見なし】
議長	<p>それでは、基本的な方向性についてはこういった方向性で進めていただくということによろしくをお願いします。</p> <p>それでは、次に議題5のその他について、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>議題の5その他についてですが、一つ目は新型コロナウイルスにかかる消費生活相談の状況の報告を、二つ目といたしまして消費生活青年リーダー養成の推進について委員の皆様にご意見をいただければと思います。</p> <p>まず、新型コロナウイルスにかかる消費生活相談の状況につきまして、県の消費生活センターからご報告をさせていただきます。</p>
消費生活センター 所長	<p>それでは、和歌山県消費生活センターにおける新型コロナウイルス関連の消費生活相談概要についてご報告させていただきます。</p> <p>資料7をご覧ください。</p> <p>はじめに月別苦情相談件数の推移を表にして載せています。</p> <p>当センターが1月から8月末までに受け付けた苦情件数は、未だ速報値ですけれども434件です。</p> <p>月別に件数をご覧くださいと、最も件数が多かったのが4月の159件で、次が5月の102件、6月以降は次第に減少しています。</p> <p>次に、主な苦情内容について表に基づきご説明させていただきます。</p> <p>最も多かったのがマスク等の保健衛生品に関するもので、品不足や高価格、注文した商品が届かない、あるいは注文していない商品が送りつけられたといった苦情が寄せられました。</p> <p>次に多いのが、スポーツジム、旅行関連の解約等に関するものでございまして、外出自粛の要請期間中であるにも関わらず、規約通りの解約料金を請求されたということで苦情が寄せられました。</p>

	<p>また、解約に関する苦情は表の中の他の役務に分類される結婚式場に関するものも多く寄せられました。</p> <p>3番目に多かったのが、運輸・通信サービスに関する苦情で、航空券の解約の他、インターネットを利用した副業や情報商材に関する苦情が7月から増加しました。</p> <p>この副業や情報商材に関する苦情がどのようなものかということは、皆様のお手元に「ホットな消費者見守りニュース」を配布させていただいておりますので、参照していただければと思います。</p> <p>要は簡単に稼げるというふうに掲載された情報サイトに誘導され会員登録をしたけれども、高額な会費を支払うだけで儲からないといったものです。</p> <p>表の6番目以降に記載されている食料品、被服品、教養娯楽品に共通している苦情は事業者の相談窓口で電話がつかないというものです。</p> <p>これは多くの事業者において在宅勤務の取組が進められており、お客様相談窓口の体制が縮小されたことが大きく影響しています。</p> <p>その一方で、新しい生活様式が実践される中、ネット通販の利用が拡大しております。様々な商品やサービスについて、こういった苦情の増加に拍車がかかっていると考えています。</p> <p>また、新型コロナウイルスや国の給付金に便乗した悪質な商法や個人情報の詐取が疑われるもの、あるいは持続化給付金の不正受給を持ち掛けるなどの詐欺が疑われるものもございました。</p> <p>こうした苦情を受けまして県のセンターでは消費者被害の防止に向けて、マスメディアを活用するとともに、毎月「ホットな消費者見守りニュース」を関係機関や消費者団体の皆さん、それから消費生活サポーターの皆さんにお配りをしてご協力をいただきながら県民の皆様への注意喚起に努めてまいりました。</p> <p>今後とも継続的に注意喚起に努めてまいりたいと思います。</p> <p>私からの説明は以上でございます。</p>
事務局	<p>続きまして、消費生活青年リーダー養成の推進につきまして、同じく消費生活センターから制度の概要と状況について説明してもらいます。</p>
消費生活センター 所長	<p>それでは皆様、資料の8をご覧ください。</p> <p>まずは消費生活青年リーダーとは何かということですが、令和4年4月の成年年齢引き下げに向けて若者を対象に消費者被害防止のための啓発強化を目的に令和元年度に創設したボランティアでございます。</p> <p>登録要件は県内に在住、または通勤通学している18歳以上29歳以下の方で、和歌山県が実施する消費生活青年リーダー養成講座を受講した方です。</p> <p>次に、消費生活青年リーダーの養成がどのような形でやっているのかといいますと、令和元年度におきましては本日議長をしておられます岡崎先生のご協力によりまして、和歌山大学教養の森講座の一環として学生だけではなくて登録要件に該当する社会人も対象にして岡崎先生と県のセンターの相談員が講師を務める講義とワークショップを実</p>

	<p>施したところでございます。</p> <p>結果、この講座自体は社会人を含む18名の方に受講いただきまして、7名の方にリーダーの登録をしていただいたところでございます。</p> <p>そして今年度、どのような形で進めるのかという、今オンライン研修を考えているところでございます。</p> <p>やり方とすれば、昨年度と同様の和歌山大学の協力による講座の一環としてやらせていただきたいと思います。</p> <p>そして、研修の形式はオンライン研修を検討中です。</p> <p>まず初めに講義内容の配信というのを行いますけども、これは既にカリキュラムが組まれておりまして、今年12月5日に配信されます。</p> <p>それから、来年1月から3月の間に、先ほど申しました7人のリーダーに呼び掛けまして、ワークショップの各グループにおけるリーダー役になってもらい、若者向けの消費者啓発のためのコンテンツを企画してもらうことを検討中でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から今、2点その他のところでご報告をいただきました。</p> <p>この2点について何かご質問はございますか。</p>
各委員	【質問なし】
議長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>補足をしますとオンラインは本当にこの状況でして、大学の授業もオンラインという形で実施しておりまして、そういった意味ではリーダー養成を昨年始めたところではありますが、昨年と同じようにというのは難しいというのは感じております。</p> <p>ただ、この方向性は和歌山県の消費者教育推進計画の方向性と合致しておりますので、この和歌山県の若年層における消費者教育の推進に私も協力させていただけたらと思っております。以上です。</p> <p>何かご質問、お意見ございませんか。</p>
各委員	【質問なし】
議長	それではご意見ないようですので、本日の議題は以上でございます。
事務局	<p>議長意見よろしいでしょうか。</p> <p>最後になりますが、本日の審議会の開催にあたりまして、冒頭のマイクの不手際、また会場に来ていただくにあたりまして雨ということもございまして、周辺駐車場では大変委員の皆様にご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。</p> <p>委員の皆様方には、来年度も引き続きこの審議会にご出席していただくこととなりますので、今日の不手際を十分反省をいたしまして来年度の開催に活かしたいと思います。</p> <p>本日は大変ご迷惑をおかけしました。</p>
議長	それでは最終的に締めたいと思います。

	<p>スムーズな議事進行にご協力をいただきましてありがとうございました。 これもちまして議長の務めを終了いたします。</p>
司会	<p>岡崎会長ありがとうございました。 以上もちまして、令和2年度和歌山県消費生活審議会を終了いたします。 委員の皆様方におかれましては、長時間にわたりご意見をいただきまして、ありがとうございました。</p>